平成 27 年５月 13 日

各　位

会 社 名：株 式 会 社 Ｊ Ｂ イ レ ブ ン
代表者名：代表取締役社長　新 美　　司
（コード番号：3066　名証第二部）
問合せ先：取　締　役　亀 岡　　巧
電話番号：052-629-1100

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年５月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年６月29日開催予定の第34期定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

（１）定款変更の目的

① インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、より迅速かつ効率的に株主総会参考書類等を、インターネットで開示できるようにするため、定款変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。

② 平成27年５月１日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条（社外取締役の責任限定契約）および現行定款第36条（社外監査役の責任限定契約）を変更するものであります。

なお、取締役の責任限定契約の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③ 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第７条（自己の株式の取得）および現行定款第39条（中間配当の基準日）を削除するものであります。

④ 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

（２）定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

（３）日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年６月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年６月 29 日

以上

（別紙）

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します）

現行定款	変更案
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第７条（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第11条　（条文省略）	第７条～第10条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第14条　（条文省略）	第11条～第13条　（現行どおり）
（新設）	第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第26条（社外取締役の責任限定契約） 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第26条（取締役の責任限定契約） 当会社は、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第36条（社外監査役の責任限定契約） 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める額を限度として責任を負担す	第36条（監査役の責任限定契約） 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を

る契約を締結することができる。	締結することができる。
第６章　計　　算	第６章　計　　算
（新設）	第38条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
第38条（剰余金配当の基準日） 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年３月31日とする。	第39条（剰余金配当の基準日） 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年３月31日とする。
（新設）	②　当会の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
（新設）	③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第39条（中間配当の基準日） 当会社は取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	（削除）